

令和3年3月第1回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 招 集 告 示 | 2月 19日 (金) |
| (2) 開 会 | 3月 2日 (火) |

2 提出案件

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 報 告 | 7件 |
| 〔 1 専 決 処 分 〕 | 7件 |
| (2) 議 案 | 36件 |
| 1 条 例 | 13件 |
| 2 予 算 | 9件 |
| 3 補 正 予 算 (先議議案) | 1件 |
| (新型コロナウイルスワクチン接種関係) | |
| 4 協 定 の 締 結 | 1件 |
| 5 市 道 の 認 定 等 | 1件 |
| 6 補 正 予 算 (追加議案) | 3件 |
| (国の補正予算関係) | |
| 7 補 正 予 算 (追加議案) | 6件 |
| 8 人 事 (最終日提出) | 2件 |
| 計 | 43件 |

提出案件一覧

報告

【専決処分 7件】

- 1 報告第 1号 専決処分の承認について（土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）
- 2 報告第 2号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例及び土浦市国民健康保険条例の一部改正について）
- 3 報告第 3号 専決処分の承認について（令和2年度土浦市一般会計補正予算（第13回））
- 4 報告第 4号 専決処分の承認について（令和2年度土浦市一般会計補正予算（第14回））
- 5 報告第 5号 専決処分の報告について（和解について）
- 6 報告第 6号 専決処分の報告について（和解について）
- 7 報告第 7号 専決処分の報告について（和解について）

議案

【条例 13件】

- 1 議案第 1号 土浦市手数料条例の一部改正について
- 2 議案第 2号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について
- 3 議案第 3号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 4 議案第 4号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 5 議案第 5号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 6 議案第 6号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 7 議案第 7号 土浦市介護保険条例の一部改正について
- 8 議案第 8号 土浦市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 9 議案第 9号 土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 10 議案第 10号 土浦市建築基準条例の一部改正について
- 11 議案第 11号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について
- 12 議案第 12号 土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 13 議案第 13号 土浦市こどもランド条例の制定について

【予算 9件】

- 1 議案第 14号 令和3年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第 15号 令和3年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第 16号 令和3年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第 17号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計予算

- 5 議案第18号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第19号 令和3年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第20号 令和3年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 8 議案第21号 令和3年度土浦市下水道事業会計予算
- 9 議案第22号 令和3年度土浦市水道事業会計予算

【補正予算 1件】〈新型コロナウイルスワクチン接種関係〉（先議議案）

- 1 議案第23号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第15回）

【協定の締結 1件】

- 1 議案第24号 常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結について

【市道の認定等 1件】

- 1 議案第25号 市道の路線の認定について

【補正予算 3件】（追加議案）〈国の補正予算関係〉

- 1 議案第26号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第16回）
- 2 議案第27号 令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第28号 令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）

【補正予算 6件】（追加議案）

- 1 議案第29号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第17回）
- 2 議案第30号 令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第31号 令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 4 議案第32号 令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 5 議案第33号 令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 6 議案第34号 令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算（第3回）

【人事 2件】（最終日提出）

- 1 議案第35号 土浦市教育委員会教育長の任命の同意について
- 2 議案第36号 土浦市監査委員の選任の同意について

【選挙 1件】

- 1 土浦市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

令和3年第1回市議会定例会 報告

【専決処分 7件】

1 報告第 1号 専決処分の承認について

(土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について)

改正の趣旨	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の定義にかかる改正 ・新型コロナウイルス感染症の定義について、引用していた新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴う改正
施行日	令和3年2月13日
専決処分日	令和3年2月12日

2 報告第 2号 専決処分の承認について

(土浦市国民健康保険税条例及び土浦市国民健康保険条例の一部改正について)

改正の趣旨	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の定義にかかる改正 ・新型コロナウイルス感染症の定義について、引用していた新型インフルエンザ等対策特別措置法において定義が削除されたことに伴う改正
施行日	令和3年2月13日
専決処分日	令和3年2月12日

3 報告第 3号 専決処分の承認について

(令和2年度土浦市一般会計補正予算(第13回))

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	70,364,783	66,154	70,430,937
合計(全会計)	112,343,503	66,154	112,409,657

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳入	繰入金	932,932	66,154	999,086
合 計		70,364,783	66,154	70,430,937
歳出	総務費	6,293,754	23,100	6,316,854
	民生費	35,405,388	14,982	35,420,370
	教育費	7,803,651	28,072	7,831,723
合 計		70,364,783	66,154	70,430,937

令和2年度第13回補正予算(令和3年1月25日専決) 概要

一 般 会 計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備 考
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2	総務費	1 総務管理費 8 財産管理費	23,100	0	0	0	23,100	新庁舎維持管理事業(管財課) ・機構改革に伴う庁舎整備に係る工事費及び備品購入費の増 工事請負費 14,300千円 備品購入費 8,800千円
3	民生費	1 社会福祉費 5 老人福祉費	14,982	0	0	0	14,982	老人福祉センター等整備事業(高齢福祉課) ・ふれあいセンター「ながみね」のエアコン(平成15年開館当初より設置)の故障による更新工事費の増 工事請負費 14,982千円
9	教育費	5 社会教育費 6 公民館費	28,072	0	0	0	28,072	各地区公民館施設改修事業(文化生涯学習課) ・一中地区公民館のエアコン(平成5年開館当初より設置)の故障による更新工事費の増 工事請負費 28,072千円
歳出合計			66,154	0	0	0	66,154	一般財源 ●財政調整基金繰入金 66,154千円

※専決処分日：令和3年1月25日

4 報告第 4号 専決処分の承認について

(令和2年度土浦市一般会計補正予算(第14回))

☆予算総括表

(単位:千円)

会 計 別	補正前	補正額	補正後
一般会計	70,430,937	65,404	70,496,341
合 計 (全会計)	112,409,657	65,404	112,475,061

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳入	国庫支出金	24,396,738	65,404	24,462,142
合 計		70,430,937	65,404	70,496,341
歳出	衛生費	5,602,046	65,404	5,667,450
合 計		70,430,937	65,404	70,496,341

令和2年度第14回補正予算(令和3年2月1日専決) 概要

一般会計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
4	衛生費	1 保健衛生費 2 予防費	37,877	37,877	0	0	0	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (健康増進課) 37,877 ・厚生労働省の要綱等に基づきワクチン接種に必要な体制を整備するための消耗品、ネットワーク工事費等の増 消耗品費 28,036千円 印刷製本費 242千円 通信運搬費 377千円 手数料 1,440千円 使用料 4,702千円 工事請負費 3,080千円 【歳入】 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (国庫支出金) 37,877千円
			27,527	27,527	0	0	0	新型コロナウイルスワクチン接種事業(健康増進課) 27,527 ・ワクチン接種実施のための委託料の増 委託料 27,527千円 【歳入】 新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金 (国庫支出金) 27,527千円
歳出合計			65,404	65,404	0	0	0	一般財源 0

※専決処分日：令和3年2月1日

5 報告第 5号 専決処分の報告について(和解について)

消防車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和2年11月16日(月) 午後3時00分頃
事故発生場所	土浦市乙戸1083番26地内
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	消防車両が右折する際、相手方のカーポートに接触し、カーポートの一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 88,000円(相手方損害額 88,000円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	令和2年12月18日

6 報告第 6号 専決処分の報告について(和解について)

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和2年11月9日(月) 午後1時30分頃
事故発生場所	土浦市木田余4783番1地先
相手方	石岡市 男性
原因・状況等	市職員(道路管理用務中)が市道の草刈作業中、養生ネットが風にあおられて倒れ、相手方の車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 124,916円(相手方損害額 124,916円×100%) その余の請求権の放棄
専決処分日	令和3年1月8日

7 報告第 7号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和2年10月25日(日) 午後6時30分頃
事故発生場所	土浦市下高津三丁目298番地先
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	相手方が市道Ⅱ級11号線を走行中、陥没箇所にて右前輪が接触し、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 31,055円（相手方損害額 155,276円×20%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和3年1月18日

令和3年第1回市議会定例会 議案

【条例 13件】

1 議案第 1号 土浦市手数料条例の一部改正について

改正の趣旨	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅の設計一次エネルギー基準の評価に係る手数料の改正 ○省エネ基準への適合義務化の対象となる非住宅建築物が拡大されることに伴い、手数料の算定基礎が見直されたことに伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物エネルギー消費性能確保計画の（変更・軽微な変更）建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に床面積が1,000㎡以下の区分の追加 等 ○エネルギー消費性能の評価方法にモデル住宅法が新設されたことに伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物エネルギー消費性能認定申請手数料において、モデル住宅法に係る手数料を追加 ○手数料算定の根拠となる審査所要時間が見直されたことに伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請手数料において、戸数による算出から床面積による算出への改正 ・建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能認定申請手数料において、床面積が1,000㎡以下の区分の追加 等
施行期日	令和3年4月1日

2 議案第 2号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	湖北環境衛生組合からの脱退及び汚泥再生処理センターの稼働に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 湖北環境衛生組合からの脱退に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> ・新治地区の浄化槽汚泥を汚泥再生処理センターで処理開始することに伴い湖北環境衛生組合を脱退するため、湖北環境衛生組合の処理手数料に関する規定を削除 ● 汚泥再生処理センターの稼働に伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> ・トラックスケールの整備により正確な計量が可能となったことに伴う手数料の改正 現行 3,300 円/1,800 リットル → 改正後 18 円/10kg
施行期日	令和3年4月1日

3 議案第 3号 土浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の改正に伴う改正																				
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度の介護報酬に係る改定に併せた所要の改正 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0ffe0;"> <th style="text-align: center;">サービスの種類</th> <th style="text-align: center;">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地域密着型サービスの事業の一般原則</td> <td>・権利擁護、虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td> <td>・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護</td> <td>・オペレーター、従業者、訪問介護員の兼務に関する規定の追加 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> <tr> <td>地域密着型通所介護</td> <td>・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の発生時にサービス提供を継続するための措置を努力規定から義務規定に改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型通所介護</td> <td>・管理者の兼務に関する規定の整理 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>・従業者の配置基準を緩和する改正 ・共同生活住居の設置基準を緩和する改正 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特定施設入居者生活介護</td> <td>・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・従業者の配置基準を緩和する改正 等</td> </tr> <tr> <td>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td> <td>・入所者の栄養管理、口腔衛生管理を義務付ける規定の追加 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・ユニットの入居定員の基準を緩和する改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	改正内容	指定地域密着型サービスの事業の一般原則	・権利擁護、虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等	夜間対応型訪問介護	・オペレーター、従業者、訪問介護員の兼務に関する規定の追加 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 等	地域密着型通所介護	・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の発生時にサービス提供を継続するための措置を努力規定から義務規定に改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等	認知症対応型通所介護	・管理者の兼務に関する規定の整理 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等	小規模多機能型居宅介護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等	認知症対応型共同生活介護	・従業者の配置基準を緩和する改正 ・共同生活住居の設置基準を緩和する改正 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加	地域密着型特定施設入居者生活介護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・従業者の配置基準を緩和する改正 等	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・入所者の栄養管理、口腔衛生管理を義務付ける規定の追加 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・ユニットの入居定員の基準を緩和する改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等
サービスの種類	改正内容																				
指定地域密着型サービスの事業の一般原則	・権利擁護、虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等																				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等																				
夜間対応型訪問介護	・オペレーター、従業者、訪問介護員の兼務に関する規定の追加 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 等																				
地域密着型通所介護	・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の発生時にサービス提供を継続するための措置を努力規定から義務規定に改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等																				
認知症対応型通所介護	・管理者の兼務に関する規定の整理 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等																				
小規模多機能型居宅介護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等																				
認知症対応型共同生活介護	・従業者の配置基準を緩和する改正 ・共同生活住居の設置基準を緩和する改正 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加																				
地域密着型特定施設入居者生活介護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・従業者の配置基準を緩和する改正 等																				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・入所者の栄養管理、口腔衛生管理を義務付ける規定の追加 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・ユニットの入居定員の基準を緩和する改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等																				
施行期日	令和3年4月1日																				

4 議案第 4号 土浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の改正に伴う改正										
改正の主な内容	<p>● 令和3年度の介護報酬に係る改定に併せた所要の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則</td> <td>・権利擁護，虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> <tr> <td>介護予防認知症対応型通所介護</td> <td>・管理者の兼務に関する規定の整理 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> <tr> <td>介護予防小規模多機能型居宅介護</td> <td>・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等</td> </tr> <tr> <td>介護予防認知症対応型共同生活介護</td> <td>・従業者の配置基準を緩和する改正 ・共同生活住居の設置基準を緩和する改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	改正内容	指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	・権利擁護，虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等	介護予防認知症対応型通所介護	・管理者の兼務に関する規定の整理 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等	介護予防小規模多機能型居宅介護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等	介護予防認知症対応型共同生活介護	・従業者の配置基準を緩和する改正 ・共同生活住居の設置基準を緩和する改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 等
サービスの種類	改正内容										
指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	・権利擁護，虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等										
介護予防認知症対応型通所介護	・管理者の兼務に関する規定の整理 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等										
介護予防小規模多機能型居宅介護	・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 等										
介護予防認知症対応型共同生活介護	・従業者の配置基準を緩和する改正 ・共同生活住居の設置基準を緩和する改正 ・運営規定に盛り込むべき事項に虐待防止のための措置を追加 ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講を義務付ける規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 等										
施行期日	令和3年4月1日										

5 議案第 5号 土浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の改正に伴う改正						
改正の主な内容	<p>● 令和3年度の介護報酬に係る改定に併せた所要の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td>・権利擁護，虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> <tr> <td>指定介護予防支援事業</td> <td>・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類	改正内容	基本方針	・権利擁護，虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等	指定介護予防支援事業	・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等
サービスの種類	改正内容						
基本方針	・権利擁護，虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等						
指定介護予防支援事業	・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等						
施行期日	令和3年4月1日						

6 議案第 6号 土浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）の改正に伴う改正							
改正の主な内容	<p>● 令和3年度の介護報酬に係る改定に併せた所要の改正</p> <table border="1" data-bbox="405 369 1445 645"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 369 732 405">サービスの種類</th> <th data-bbox="732 369 1445 405">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 405 732 450">基本方針</td> <td data-bbox="732 405 1445 450">・権利擁護, 虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 450 732 645">指定居宅介護支援事業</td> <td data-bbox="732 450 1445 645"> <ul style="list-style-type: none"> ・一定基準を超える居宅サービス等を計画に位置付けた場合の妥当性の検証を可能とする規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等 </td> </tr> </tbody> </table>		サービスの種類	改正内容	基本方針	・権利擁護, 虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等	指定居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定基準を超える居宅サービス等を計画に位置付けた場合の妥当性の検証を可能とする規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等
サービスの種類	改正内容							
基本方針	・権利擁護, 虐待防止等のために必要な措置を義務付ける規定の追加 等							
指定居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定基準を超える居宅サービス等を計画に位置付けた場合の妥当性の検証を可能とする規定の追加 ・職場におけるハラスメントを防止するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症や災害の発生時にサービス提供を継続するための措置を義務付ける規定の追加 ・感染症の予防等のための措置を義務付ける規定の追加 ・虐待の発生又は再発の防止を義務付ける規定の追加 等 							
施行期日	令和3年4月1日							

7 議案第 7号 土浦市介護保険条例の一部改正について

改正の趣旨	3年を1期とする「介護保険事業計画(第8次)」に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料額についての改正																																																																																																
改正の主な内容	<p>○令和3年度から令和5年度までの保険料年額は以下のとおりとする</p> <p>基準額</p> <p>改正前 67,200円(月5,600円/月) → 改正後 69,600円(月5,800円/月)</p> <p>○段階別保険料表</p> <table border="1" data-bbox="411 571 1364 1541"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="3">算出方法</th> <th rowspan="2">保険料</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>×</th> <th>割合 =</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下又は、高齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方</td> <td rowspan="2">69,600</td> <td>×</td> <td>0.2 =</td> <td>13,900</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>(0.4) =</td> <td>(27,800)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方</td> <td rowspan="2">69,600</td> <td>×</td> <td>0.5 =</td> <td>34,800</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>(0.75) =</td> <td>(52,200)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">世帯全員が市民税非課税で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が120万円超の方</td> <td rowspan="2">69,600</td> <td>×</td> <td>0.7 =</td> <td>48,700</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>(0.75) =</td> <td>(52,200)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>0.9 =</td> <td>62,600</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、第4段階以外の方</td> <td>69,600</td> <td></td> <td>基準</td> <td>69,600</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>市民税課税(合計所得120万円未満)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>1.15 =</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>市民税課税(合計所得120万円以上210万円未満)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>1.25 =</td> <td>87,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>市民税課税(合計所得210万円以上320万円未満)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>1.5 =</td> <td>104,400</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>市民税課税(合計所得320万円以上400万円未満)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>1.6 =</td> <td>111,300</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>1.7 =</td> <td>118,300</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>市民税課税(合計所得500万円以上600万円未満)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>1.8 =</td> <td>125,200</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>市民税課税(合計所得600万円以上700万円未満)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>1.9 =</td> <td>132,200</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>市民税課税(合計所得700万円以上)の方</td> <td>69,600</td> <td>×</td> <td>2.0 =</td> <td>139,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1段階から第3段階については、上段記載の割合が公費負担後の実質の割合()内は基準額</p> <p>※第11段階を3段階に分割</p> <p>※第6段階から第8段階については、税制(所得控除)の改正に伴う負担の増加が生じないように見直し</p>	段階	対象者	算出方法			保険料	基準額	×	割合 =	1	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下又は、高齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	69,600	×	0.2 =	13,900	×	(0.4) =	(27,800)	2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	69,600	×	0.5 =	34,800	×	(0.75) =	(52,200)	3	世帯全員が市民税非課税で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が120万円超の方	69,600	×	0.7 =	48,700	×	(0.75) =	(52,200)	4	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下の方	69,600	×	0.9 =	62,600	5	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、第4段階以外の方	69,600		基準	69,600	6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	69,600	×	1.15 =	80,000	7	市民税課税(合計所得120万円以上210万円未満)の方	69,600	×	1.25 =	87,000	8	市民税課税(合計所得210万円以上320万円未満)の方	69,600	×	1.5 =	104,400	9	市民税課税(合計所得320万円以上400万円未満)の方	69,600	×	1.6 =	111,300	10	市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方	69,600	×	1.7 =	118,300	11	市民税課税(合計所得500万円以上600万円未満)の方	69,600	×	1.8 =	125,200	12	市民税課税(合計所得600万円以上700万円未満)の方	69,600	×	1.9 =	132,200	13	市民税課税(合計所得700万円以上)の方	69,600	×	2.0 =	139,200
段階	対象者			算出方法				保険料																																																																																									
		基準額	×	割合 =																																																																																													
1	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下又は、高齢福祉年金受給者、生活保護を受けている方	69,600	×	0.2 =	13,900																																																																																												
			×	(0.4) =	(27,800)																																																																																												
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	69,600	×	0.5 =	34,800																																																																																												
			×	(0.75) =	(52,200)																																																																																												
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が120万円超の方	69,600	×	0.7 =	48,700																																																																																												
			×	(0.75) =	(52,200)																																																																																												
4	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金収入額の合計が80万円以下の方	69,600	×	0.9 =	62,600																																																																																												
5	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人の市民税が非課税で、第4段階以外の方	69,600		基準	69,600																																																																																												
6	市民税課税(合計所得120万円未満)の方	69,600	×	1.15 =	80,000																																																																																												
7	市民税課税(合計所得120万円以上210万円未満)の方	69,600	×	1.25 =	87,000																																																																																												
8	市民税課税(合計所得210万円以上320万円未満)の方	69,600	×	1.5 =	104,400																																																																																												
9	市民税課税(合計所得320万円以上400万円未満)の方	69,600	×	1.6 =	111,300																																																																																												
10	市民税課税(合計所得400万円以上500万円未満)の方	69,600	×	1.7 =	118,300																																																																																												
11	市民税課税(合計所得500万円以上600万円未満)の方	69,600	×	1.8 =	125,200																																																																																												
12	市民税課税(合計所得600万円以上700万円未満)の方	69,600	×	1.9 =	132,200																																																																																												
13	市民税課税(合計所得700万円以上)の方	69,600	×	2.0 =	139,200																																																																																												
施行期日	令和3年4月1日																																																																																																

8 議案第 8号 土浦市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	行政不服審査法の改正に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 不服申立て手続の改正 ・ 異議申立てが廃止され、審査請求に一元化されたため、異議申立てに係る規定を審査請求に係る規定に改正 ・ 審査請求をすることができる期間の改正 現行：30日 → 改正後：3か月
施行期日	公布の日

9 議案第 9号 土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

改正の趣旨	道路構造令（政令）の改正に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の安全と効果的な利用のための制度の創設 ○ 自動運転車の運行を補助する施設を道路附属物に追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全施設に自動運行補助施設を追加 ● 歩行者利便増進道路の創設に伴う改正 ○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として歩行者利便増進道路が創設されたことに伴う基準の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者の滞留の用に供する部分の設置 ・ 街灯、ベンチ等の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件等の設置 等
施行期日	公布の日

10 議案第 10号 土浦市建築基準条例の一部改正について

改正の趣旨	茨城県霞ヶ浦水質保全条例の改正に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県建築基準条例と合わせた改正 茨城県霞ヶ浦水質保全条例の改正 <li style="text-align: center;">↓ 茨城県建築基準条例の改正 <li style="text-align: center;"> 土浦市建築基準条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活排水の定義において除外対象を追加
施行期日	令和3年4月1日

11 議案第11号 土浦市水道事業給水条例の一部改正について

改正の趣旨	水道法施行令の改正に伴う改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 条ズレの整理 ● 字句の整理 等
施行期日	公布の日

12 議案第12号 土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

改正の趣旨	地方自治法の改正に伴う制定										
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長等が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときの賠償責任額の一部免責について規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を免責（＝最低責任限度額まで責任を負う） ・ 免責額＝損害賠償責任額－最低責任限度額 最低責任限度額＝基準給与年額×乗数 ・ 乗数，対象者 <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">乗数</th> <th style="text-align: center;">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>副市長，教育委員会教育長・委員，選挙管理委員会委員，監査委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>公平委員会委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>その他市職員</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;">※基準給与年額：原因行為を行った年度の給与年額相当額</p>	乗数	対象者	6	市長	4	副市長，教育委員会教育長・委員，選挙管理委員会委員，監査委員	2	公平委員会委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員	1	その他市職員
乗数	対象者										
6	市長										
4	副市長，教育委員会教育長・委員，選挙管理委員会委員，監査委員										
2	公平委員会委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員										
1	その他市職員										
施行期日	公布の日										

13 議案第13号 土浦市こどもランド条例の制定について

改正の趣旨	機構改革に伴う新規制定及び関係条例の改正
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもランドを青少年センターから移管することに伴う制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもランドの設置及び管理に関する規定の整備 ● 関係条例の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合福祉会館条例で規定する構成施設にこどもランドを追加 ・ 青少年センターの設置施設が研修室のみとなることから，青少年センター条例において施設の定義を削除 等
施行期日	令和3年4月1日

【予算 9件】

- 1 議案第14号 令和3年度土浦市一般会計予算
- 2 議案第15号 令和3年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 3 議案第16号 令和3年度土浦市駐車場事業特別会計予算
- 4 議案第17号 令和3年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第18号 令和3年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第19号 令和3年度土浦市介護保険特別会計予算
- 7 議案第20号 令和3年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算
- 8 議案第21号 令和3年度土浦市下水道事業会計予算
- 9 議案第22号 令和3年度土浦市水道事業会計予算

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別	令和3年度	令和2年度	比較
一般会計	49,720,000	50,680,000	△ 960,000
特別会計計	41,080,000	41,791,000	△ 711,000
公共用地先行取得事業	370,732	871,823	△ 501,091
駐車場事業	132,293	138,909	△ 6,616
国民健康保険	14,289,386	14,711,472	△ 422,086
後期高齢者医療	2,073,562	1,931,178	142,384
介護保険	12,126,762	11,646,407	480,355
農業集落排水事業	121,299	125,150	△ 3,851
下水道事業	7,335,185	7,383,861	△ 48,676
水道事業	4,630,781	4,982,200	△ 351,419
合計(全会計)	90,800,000	92,471,000	△ 1,671,000

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		令和3年度	令和2年度	比 較
歳 入	市税	21,556,275	23,460,259	△ 1,903,984
	地方譲与税	479,307	483,764	△ 4,457
	各県税交付金	3,651,591	3,512,064	139,527
	地方特例交付金	438,847	117,489	321,358
	地方交付税	3,859,376	3,800,827	58,549
	分担金及び負担金	376,314	368,460	7,854
	使用料及び手数料	1,379,733	1,488,597	△ 108,864
	国庫支出金	8,041,900	7,896,863	145,037
	県支出金	3,999,855	3,739,311	260,544
	財産収入	58,953	105,125	△ 46,172
	寄付金	500,002	300,002	200,000
	繰入金	732,684	292,313	440,371
	繰越金	1	1	0
	諸収入	1,081,583	1,133,546	△ 51,963
	市債	3,527,640	3,946,107	△ 418,467
その他	35,939	35,272	667	
合 計		49,720,000	50,680,000	△ 960,000
歳 出	議会費	332,340	325,727	6,613
	総務費	4,707,574	4,541,835	165,739
	民生費	21,106,270	20,276,570	829,700
	衛生費	3,638,173	5,314,978	△ 1,676,805
	農林水産業費	590,933	544,629	46,304
	商工費	851,394	801,169	50,225
	土木費	5,728,932	5,058,270	670,662
	消防費	1,911,348	1,820,623	90,725
	教育費	4,722,479	6,157,313	△ 1,434,834
	公債費	6,060,517	5,768,751	291,766
	災害復旧費	40	135	△ 95
	予備費	70,000	70,000	0
合 計		49,720,000	50,680,000	△ 960,000

【補正予算 1件】＜新型コロナウイルスワクチン接種関係＞

1 議案第23号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第15回）

☆予算総括表

(単位:千円)

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	70,496,341	777,331	71,273,672
合計(全会計)	112,475,061	777,331	113,252,392

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区分	補正前	補正額	補正後
歳入 国庫支出金	24,462,142	777,331	25,239,473
合計	70,496,341	777,331	71,273,672
歳出 衛生費	5,667,450	777,331	6,444,781
合計	70,496,341	777,331	71,273,672

令和2年度第15回補正予算(令和3年第1回定例会) 概要

一般会計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
4	衛生費	1 保健衛生費 2 予防費	233,140	233,140	0	0	0	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (健康増進課) 233,140 ・厚生労働省の要綱等に基づきワクチン接種に必要な体制を整備するための人件費、消耗品費、委託料等の増 報酬 2,528千円 職員手当等 88千円 共済費 405千円 旅費 76千円 消耗品費 119,536千円 役務費 30,905千円 委託料 65,983千円 使用料及び賃借料 9,819千円 備品購入費 3,800千円 【歳入】 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (国庫支出金) 233,140千円
			544,191	544,191	0	0	0	新型コロナウイルスワクチン接種事業(健康増進課) 544,191 ・ワクチン接種実施のための報償費、委託料等の増 報償費 126,720千円 役務費 581千円 委託料 416,890千円 【歳入】 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (国庫支出金) 544,191千円
歳出合計			777,331	777,331	0	0	0	一般財源 0

【協定（契約）の締結 1件】

【参考】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

・ 予定価格 1億5,000万円以上の工事又は製造の請負

1 議案第24号 常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結について

名 称	常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事
工 事 場 所	土浦市神立中央二丁目地内
工 事 内 容	【鉄道施設】保線設備工事 電力設備工事 信通設備工事 土木設備工事 【都市施設】函体工 土留工 工事桁工 仮設工
協 定 金 額	変更前 796,928,000円 変更後 651,860,229円 (145,067,771円の減)
協 定 の 相 手 方	茨城県水戸市三の丸1丁目4番47号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 小川 一路

【市道の認定等 1件】

1 議案第25号 市道の路線の認定について

1	真鍋二丁目11号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	101.58m
		幅員	6.02m

位置図



令和3年第1回市議会定例会追加議案

【補正予算 3件】＜国の補正予算関係＞

- 1 議案第26号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第16回）
- 2 議案第27号 令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- 3 議案第28号 令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）

☆予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	71,273,672	376,636	71,650,308
特別会計計	41,978,720	15,877	41,994,597
駐車場事業	138,909	1,654	140,563
農業集落排水事業	125,150	14,223	139,373
合計（全会計）	113,252,392	392,513	113,644,905

一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

区分		補正前	補正額	補正後
歳入	国庫支出金	25,239,473	270,321	25,509,794
	県支出金	3,953,993	△ 1,506	3,952,487
	寄付金	843,078	1,000	844,078
	繰入金	999,086	△ 284,279	714,807
	市債	4,306,707	391,100	4,697,807
合計		71,273,672	376,636	71,650,308
歳出	議会費	331,379	△ 1,817	329,562
	総務費	6,316,854	106,654	6,423,508
	民生費	35,420,370	42,404	35,462,774
	衛生費	6,444,781	8,396	6,453,177
	農林水産業費	541,475	17,438	558,913
	商工費	1,621,071	△ 153,623	1,467,448
	土木費	5,100,883	172,303	5,273,186
	消防費	1,826,250	19,028	1,845,278
教育費	7,831,723	165,853	7,997,576	
合計		71,273,672	376,636	71,650,308

主な補正予算の内容

【歳入】

科 目	補正予算額
国庫支出金	270,321
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	114,834
大規模改造交付金	132,531
財政調整基金繰入金	▲ 284,279
各学校施設整備事業費債	391,100

【歳出】

内 容	補正予算額
● トイレ等給水設備改修費 ・水道レバー交換, 洋式便器交換等 亀城プラザ, 霞ヶ浦総合公園, 体育施設, 小中学校等	218,111
● テレビ会議システム導入費 ・テレビ会議システムセット, モニタセット, PC等 本庁舎, 支所出張所, 地区公民館	38,392
● PCR検査助成費 ・高齢者福祉施設, 民間事業所への検査費助成	18,645
● 散策路木道等更新工事費 ・霞ヶ浦総合公園, 小野生活環境保全林	101,582

【補正予算 6件】

- 1 議案第29号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第17回）
- 2 議案第30号 令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 3 議案第31号 令和2年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 4 議案第32号 令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 5 議案第33号 令和2年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 6 議案第34号 令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算（第3回）

☆予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	71,650,308	86,765	71,737,073
特別会計計	41,994,597	362,913	42,357,510
駐車場事業	140,563	△ 39,905	100,658
国民健康保険	14,730,065	155,552	14,885,617
後期高齢者医療	1,931,813	69,221	2,001,034
介護保険	11,773,040	143,541	11,916,581
下水道事業	7,418,456	34,504	7,452,960
合計（全会計）	113,644,905	449,678	114,094,583

一般会計歳入歳出予算

(単位:千円)

区 分		補正前	補正額	補正後
歳 入	市税	23,460,259	△ 680,933	22,779,326
	地方譲与税	483,764	△ 17,208	466,556
	各県税交付金	3,512,064	△ 274,140	3,237,924
	地方特例交付金	117,489	18,444	135,933
	地方交付税	3,800,827	498,883	4,299,710
	分担金及び負担金	368,460	△ 47,562	320,898
	使用料及び手数料	1,429,401	△ 47,411	1,381,990
	国庫支出金	25,509,794	33,017	25,542,811
	県支出金	3,952,487	56,923	4,009,410
	財産収入	105,125	2,189	107,314
	寄付金	844,078	20,109	864,187
	繰入金	714,807	△ 41,979	672,828
	諸収入	1,207,227	28,817	1,236,044
	市債	4,697,807	537,616	5,235,423
合 計		71,650,308	86,765	71,737,073
歳 出	議会費	329,562	△ 6,480	323,082
	総務費	6,423,508	30,336	6,453,844
	民生費	35,462,774	205,201	35,667,975
	衛生費	6,453,177	△ 90,080	6,363,097
	農林水産業費	558,913	△ 26,517	532,396
	商工費	1,467,448	△ 2,255	1,465,193
	土木費	5,273,186	△ 64,240	5,208,946
	消防費	1,845,278	△ 6,571	1,838,707
	教育費	7,997,576	△ 154,641	7,842,935
	公債費	5,768,751	202,012	5,970,763
合 計		71,650,308	86,765	71,737,073

主な補正予算の内容

【歳入】 市債の増 537,616千円

地方交付税の増 498,883千円

市税の減 △680,933千円

地方消費税交付金の減 △268,161千円

【歳出】 私立保育園運営事業の増 181,054千円

私立保育園・認定こども園運営事業の増 142,756千円

特別定額給付金給付事業の減 △131,650千円

長期償還金元金の増 222,312千円 (定時償還分 △93,000, 繰上償還分 315,312)

令和3年第1回市議会定例会最終日追加議案

【人事 2件】（最終日：追加議案）

1 議案第35号 土浦市教育委員会教育長の任命の同意について

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第5条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議案第36号 土浦市監査委員の選任の同意について

【参考】 地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあっては二人又は一人、その他の市及び町村にあっては一人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

令和3年第1回市議会定例会最終日その他の案件

【選挙 1件】

1 土浦市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙